

飲食店における喫煙可能室設置施設の届出について

2020年4月1日に「健康増進法の一部を改正する法律」「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行されます。全面施行に先立ち、喫煙可能室を設置する飲食店は、保健所へ届出が必要になります。届出書は、2020年1月6日（月）から受付を開始します。

1 喫煙可能室を設置できる要件

以下のすべての要件を満たした飲食店は、喫煙可能室を設置することができます。

- (1) 2020年4月1日時点ですでに営業している
- (2) 施設内の客席部分の床面積が100㎡以下
- (3) 中小企業（資本金の額または出資の総額が5千万円以下）または個人経営
- (4) 従業員がいない

2 届出の手続きについて

届出書は、町田市ホームページまたは東京都ホームページからダウンロードいただけるほか、市で設置している受動喫煙防止対策専用相談窓口で配布しています。必要事項を記入の上、保健所健康推進課窓口へ提出していただきます。

3 周知について

- (1) 市内飲食店へ受動喫煙防止条例に関するチラシを一斉送付（8月下旬）
- (2) 町田市ビル衛生管理講習会にて説明（11月7日）
- (3) 広報まちだ12月15日号に掲載予定
- (4) 町田市ホームページに掲載（12月15日予定）

※届出書の様式、喫煙可能室設置要件等については、別添資料をご参照ください。

～飲食店の管理者のみなさま～

2020年4月から…

喫煙のルールが変わります。

《国の改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例、全面施行》

【新たなルール】

- ◆ 2020年4月1日からは、全ての施設において、原則屋内禁煙（基準を守った喫煙室でのみ、喫煙可能）。喫煙室には、20歳未満の方の立入は禁止。適切な標識の掲示が必要。
- ※ 従業員の有無等により、下記のとおり対策が異なります。

【従業員がいる飲食店】

●店内禁煙にする



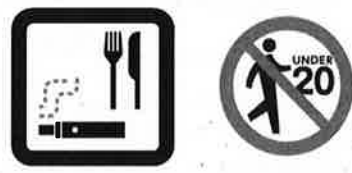
要件・基準等はなし

●喫煙専用室を設置する ＝喫煙室内での飲食等は不可



・店内の一部に設置可 ・たばこ全般の喫煙可

●指定たばこ専用喫煙室を設置する ＝喫煙室内での飲食等も可



・店内の一部に設置可 ・加熱式たばこのみ喫煙可
・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示

【従業員がいない飲食店】 2020年4月1日時点で既に営業／客席面積100㎡以下／中小または個人経営 も要件です。

●店内禁煙にする



要件・基準等はなし

●喫煙可能室を設置する＝喫煙室内での飲食等も可



- ・店内の一部又は全部に設置可 ・たばこ全般の喫煙可
- ・保健所に届出が必要《下枠内参照》
- ・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
- ・要件を満たすことを示す書類を保管（裏面参照）
- ※従業員がいない飲食店の場合も、喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室の設置が可能です。

- ・喫煙可能室を設置した場合は、管轄の保健所に届出をしてください。
(2020年1月6日(月)から、制度開始に先立ち届出の受理を開始します。)

- ・届出様式や手続き方法等は、
東京都のホームページでご確認ください。

東京都受動喫煙防止条例



- ・様式は保健所で受け取れます。国と都の2種類の様式がありますのでご注意ください。

忘れずに
喫煙可能室設置の
届出を!

- **店頭表示**・・・2019年9月1日から、飲食店の店頭表示が義務付けられていますので、「店内禁煙」か「喫煙場所がある」かの標識を掲示してください。
 - **屋内禁煙**・・・2020年4月1日までに、お店を禁煙にするか、基準に沿った喫煙室を整備するかを決めて、対策(標識掲示・基準に沿った喫煙室設置等)をとってください。
- ⇒ 新制度に沿った対策をとったお店から、新制度に合わせた標識に貼り換えてください。

喫煙可能室を設置した方は書類の保管をお願いします。

保管書類の例(届出の際の添付は不要です。)

- ・既存施設…営業開始日がわかる営業許可書 等
- ・客席面積…客席面積がわかる図面 等
- ・経営規模…資本金又は出資額が5,000万円以下であることがわかる登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット 等
- ・従業員…いないこと(賃金の支払がないこと)がわかる確定申告書、同居の親族であることがわかる住民票 等

☆「従業員」とは…

労働基準法第9条に規定する労働者(正社員、契約社員、アルバイト、パート等(同居の親族のみを使用する場合は除く。))

※喫煙目的室(シガーバー等に設置可能)＝喫煙室内での飲食等も可

- ・喫煙を主目的とし、国の政令に定める要件を満たした場合は、喫煙目的室を設置できます。



- ・店内の一部又は全部に設置可
- ・たばこ全般が喫煙可
- ・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
- ・要件を満たすことを示す帳簿(書類)を保管(製造たばこ小売販売業許可の書類等)

<要件>

- ・たばこの対面販売(対面による出張販売)をしていること(製造たばこ小売販売業の許可を得ていない飲食店が、たばこ屋からたばこを買い置きして、お客様にたばこを販売するケースは認められません。)
- ・主食にあたる米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼き等を主に提供していないこと

■喫煙室には、共通の技術的基準があります。

- ① 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

<経過措置について> *経過措置期間は未定

建物の構造上の問題等で、屋外に排気できない場合は、上記①②に加え、

- 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
 - 浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³であること
- を満たす脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気してください。

屋内全部を喫煙可能とする喫煙可能店の場合は②のみ遵守

■喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室を設置する際の補助金があります。

設置に必要な整備費、工事費等に対する補助制度があります。(時期により申請を締め切っている場合があります。)
補助の活用を検討されている場合は、お早めに下記「受動喫煙防止対策専用相談窓口」にご連絡ください。

*交付決定前に工事の契約・施工をしてしまうと、補助対象外となります。

ご不明な点は、

受動喫煙防止対策専用相談窓口

0570-069690 (もくもくゼロ)

月～金曜日 9時～17時45分(祝日・年末年始除く)

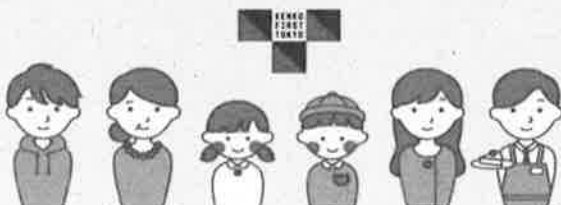
無料(通話料のみがかかります)

またはホームページまで!

東京都受動喫煙防止条例



オール東京で、 受動喫煙防止対策



※ 届出受理番号	
----------	--

喫煙可能室設置施設 届出書

令和 年 月 日

殿

届出者



健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 — (電話 — —)
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名（法人にあっては、その名称）	
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	
	③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒 — (電話 — —)
3 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 届出受理番号	
----------	--

喫煙可能室設置施設 届出書（東京都）

年 月 日

殿

届出者 ㊟

東京都受動喫煙防止条例施行規則第3条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 従業員	条例第2条第6号に規定する従業員はいません。 <input type="checkbox"/> (確認の上口にチェックを入れてください。)
2 備考	

(注意)

- 1 欄の「条例第2条第6号に規定する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- 2 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

(日本産業規格A列4番)